

9.4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 川西市中心市街地活性化基本計画策定連絡協議会の設置

新たな中心市街地活性化基本計画を策定するにあたり、その基本方針、目標などを定めるとともに、基本計画に定める各種事業を円滑かつ確実に実施するため、市役所内に基本計画策定連絡協議会を設置し、市役所内での横断的な計画内容の検討とともに、様々な関係者との情報交換を行っている。

1) 基本計画策定連絡協議会における検討経過

開催年月日	会議名・議題等
平成 19 年 10 月 1 日	第 1 回策定連絡協議会 ・中心市街地活性化の考え方について ・基本計画策定のフローとスケジュール(案) ・中心市街地の状況 ・基本計画策定区域の設定(案) ・基本計画の基本的な方針(案)ほか
平成 19 年 11 月 15 日	第 2 回策定連絡協議会 ・中心市街地の活性化に関する基本計画・目標について
平成 20 年 1 月 24 日	第 3 回策定連絡協議会 ・中心市街地活性化基本計画(案)について
平成 20 年 3 月 19 日	第 4 回策定連絡協議会 ・中心市街地活性化基本計画(案)について ・意見書について ・パブリックコメントについて
平成 21 年 2 月 4 日	第 5 回策定連絡協議会 ・中心市街地活性化基本計画の認定について

2) 基本計画策定連絡協議会委員名簿

役 職	所 属
会 長	副市長
	副市長
	企画財政部 部長
	総務部 部長
	市民生活部 部長
	健康福祉部 部長
	土木部 部長
	まちづくり部 部長
	美化推進部 部長
	中央北地区整備室 理事

(2) 川西市市議会における中心市街地活性化に関する審議又は討議の内容

平成 19 年 3 月及び 6 月に開催された川西市議会本会議において、中心市街地活性化などに関連した質問に対して、次のとおり答弁している。

年月日	審議・討議内容
<p>平成 19 年 3 月定例会 (平成 19 年 2 月 28 日)</p>	<p>(質問要旨) 新しい基本計画の策定及び認定申請時期、支援策について 基本計画の中での中央北地区の位置付け</p> <p>(助役答弁要旨) 新しく策定する中心市街地活性化基本計画は、平成 19 年度を目途に作成し認定申請の準備を進めている。また、支援措置については従前の市街地整備改善と商業の活性化を一体的に推進することを対象にした支援措置に加えて、街なか居住、都市福祉施設の整備、暮らし・にぎわい再生事業などが新設・拡充されており、これらの支援措置にも沿っていく。 基本計画の作成範囲は、川西能勢口駅周辺区域約 38 ヘクタールを基点に中央北地区約 24 ヘクタールへつながる約 80 ヘクタールに設定し中心市街地活性化法の支援策を見据えながら検討する。なお、中央北地区については整備方針がまとまった段階で基本計画に組み入れる方向で進めることとしている。</p>
<p>平成 19 年 6 月定例会 (平成 19 年 6 月 8 日)</p>	<p>(質問要旨) 川西能勢口駅前再開発事業と中心市街地活性化基本計画について 川西能勢口駅前再開発事業の経過と今後の課題について 中心市街地活性化基本計画における中央北地区の位置付け、川西能勢口駅前再開発事業との整合性について 中心市街地活性化基本計画に対する TMO の役割と基本計画策定スケジュールについて</p> <p>(まちづくり部長答弁要旨) 川西能勢口駅周辺は、昭和 48 年度に策定した駅周辺都市整備計画基本構想の事業実施により、都市基盤施設整備にあわせて、密集市街地における生活環境改善、安心・安全なまちづくり、都市型商業施設の建設など飛躍的に発展してきた。今後も商業施設や業務施設が空洞化することなく、市民や来街者に親しまれる魅力的な施設として存在し、有効活用が望まれる。いくつかの課題として、竣工後 20 年が経過した再開発ビルのリニューアル、川西能勢口駅東地区の市街地再開発事業、川西能勢口駅周辺の一体的な商業活動がある。 中央北地区及びその周辺地域は、総合体育館や市民温水プールなどのスポーツ施設、文化会館や中央公民館などの文化施設、その他公共・公益施設や商業施設が立地し、本市の中心部にあって、川西能勢口駅周辺地域とあわせて中心市街地を形成している。中心市街地活性化基本計画では、この中央北地区と川西能勢口駅周辺地区を包含する約 80 ヘクタールを新しい基本計画区域に位置付け、中心市街地活性化法の支援策を見据えながら、さまざまな機能を集約させ、双方の地域での都市機能の連携を保ち、総合的かつ一体的に推進するための活性化方針を検討していきたいと考えている。</p>

年月日	審議・討議内容
	<p>改正前の法律の規定に基づき設置されたかわにしTMOは、本市の中心市街地における商業の活性化の全体的な調整役として今日まで川西能勢口駅周辺における再開発ビルの空き区画対策やまちのにぎわいを取り戻すための様々なイベントなどを実施してきた。今回の法律改正により、地域の関係者によって協議会を設置することとなり、基本計画を策定する中心市街地区域内の事業を行うものや地域住民、商店会などが構成員となり、川西市中心市街地活性化協議会の早期設置に向けて、関係者が諸準備を進めている。</p>

また、平成20年2月に開催された建設常任委員協議会、及び平成22年5月に開催された厚生経済常任委員協議会において、中心市街地活性化法の改正やこれまでの経緯、中心市街地活性化基本計画作成についての経過、基本計画作成の目的、懸案事項と今後の方向など、以下のとおり報告を行った。

年月日	審議・討議内容
<p>建設常任委員協議会 (平成20年2月14日)</p>	<p>1. 基本計画策定の背景</p> <p>(1) 中心市街地活性化法の改正</p> <p>中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するために「中心市街地の活性化に関する法律」が平成18年8月22日に施行された。主な改正内容は、国による「選択と集中」の仕組みの導入、多様な関係者の参画を得た取組の推進、支援措置の大幅な拡充となっている。</p> <p>(2) 基本計画策定の趣旨</p> <p>平成12年度に改正前の法律の規定により中心市街地活性化基本計画を策定したが、中心市街地の活性化には至らなかった。今回、新たに基本計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることにより、国の地方支援策として各省の補助金や交付金や規制緩和などさまざまな制度を活用した中心市街地活性化のための多様なまちづくり活動を展開することが可能となる。</p> <p>2. これまでの検討経緯</p> <p>基本計画を策定するにあたり、中心市街地の問題点と課題を整理し、基本的な方針などを定めるとともに実施する各事業をまとめてきた。また、基本計画作成の内容を円滑かつ確実に実施するため、市役所内に中心市街地活性化基本計画策定連絡協議会を設置し、横断的な計画内容の検討を行うとともに、商工会や地域の民間企業、商店会などで構成された川西市中心市街地活性化協議会に対し、基本計画について意見照会を行う。</p> <p>(1) 川西市中心市街地活性化基本計画策定連絡協議会について、以下の内容を説明した。</p> <p>構成員 これまでの活動経過</p>

年月日	審議・討議内容
	<p>(2)川西市中心市街地活性化協議会について、以下の内容を説明した。</p> <p>設立年月日 法の規定による設置者及び構成員 これまでの活動経過</p>
<p>厚生経済常任委員協議会 (平成22年5月20日)</p>	<p>1.川西市中心市街地活性化基本計画について</p> <p>(1)経過等 本市では、改正された中心市街地の活性化に関する法律に基づき、平成19年度に改めて中心市街地活性化基本計画を作成し、平成20年度及び平成21年度に内閣総理大臣の認定に向けた協議を進めている。</p> <p>(2)懸案事項 川西市中心市街地活性化基本計画の大臣認定 基本計画の基本方針と数値目標を実現するための推進組織体制の確立 多種多彩な取り組みの実施 中央北地区土地区画整理事業の位置付け 中心市街地活性化のための地域支援</p> <p>(3)現在の状況 関係省庁の支援についての協議内容について、経過報告を行った。</p> <p>(4)今後の方向 中心市街地活性化基本計画のめざす方向は、川西能勢口駅を核とした本市中心市街地の利便性を活かし、本市を含めた北摂地域の都市拠点として、魅力的で活気のある都市環境を創造することによって、本市の持続的な発展に寄与することであり、中心市街地区域内の居住者や、中心市街地を利用する市民、近隣市町からの来街者、大阪市や阪神間に向かう通勤・通学者などの人々が、中心市街地内を回遊・滞留するための仕掛けづくりを行うことが重要であり、認定後は基本計画の計画期間内に数値目標を達成するとともに、事業進捗についてのフォローアップを実施する必要がある。また、中心市街地内には、歴史的・文化的資源や景観資源、社会資本・産業資源が豊富であり、こうした地域資源をうまく活用して、地域の関係者が主体となって、創意と工夫をこらしたまちづくり活動を進めていくことが重要である。そのため、本市としても、国や県の支援を受けながら、地域の関係者と連携して、中心市街地の活性化を推進していくことが必要である旨を報告した。</p> <p>2.川西市中心市街地活性化基本計画概要について 川西市の概要、中心市街地の概況、中心市街地の課題の分析、基本方針、数値目標、目標を実現するための事業など、基本計画の概要について説明した。</p>

(3) かわにしTMOの設立

これまで、かわにしTMO（川西能勢口振興開発株式会社）は、中心市街地の主に商業活性化のための調整役として活動を続けてきた。この間、まちのにぎわいづくりのためのイベント開催や、街なかギャラリーの開設、おでかけマップ（施設・史跡編、グルメ編）、再開発ビルのリニューアル検討などの事業を展開してきたが、まちを動かす大きな力にはなっていない。

今回の法律改正により、かわにしTMOは川西市商工会や2つの第3セクターとともに設置者となり、中心市街地内の多彩な参加者による「川西市中心市街地活性化協議会」を立ち上げた。

今後は本市が作成する中心市街地活性化基本計画の事業推進に向けて、協議会参加者と協働して活動を続けていく。

1) かわにしTMOのこれまでの主な活動

年 度	主な活動
平成 15 年度	阪神北ふれあいフェスティバルと連携し「かわにしいち」を主催
平成 16 年度	川西市中心市街地活性化事業展開検討、かわにし能勢口まつり協賛
平成 17 年度	SOHO事業の成立検討、再開発ビル再生計画検討、かわにしのせぐちおでかけマップ（史跡・施設編）発行、かわにし能勢口まつり協賛
平成 18 年度	SOHO事業の成立検討、かわにしのせぐちおでかけマップ（グルメ編）発行、かわにし能勢口にぎわいプロジェクト共催、かわにし能勢口まつり協賛
平成 19 年度	かわにし能勢口にぎわいプロジェクト共催、中心市街地活性化協議会の設置者となり平成 19 年 8 月 7 日に「川西市中心市街地活性化協議会」を設立、かわにし能勢口まつり協賛
平成 20 年度	かわにし能勢口にぎわいプロジェクト共催、かわにし能勢口まつり協賛
平成 21 年度	かわにし能勢口にぎわいプロジェクト共催、かわにし能勢口まつり協賛

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 川西市中心市街地活性化協議会の設置

協議会は、本市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、本市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに、認定基本計画及び民間事業者が作成する計画について必要な事項を協議し、本市の発展及び秩序ある整備をはかり、市民生活及び経済の向上に寄与することを目的とする。

1) 中心市街地活性化協議会における検討経過

開催年月日	会議名・議題等
平成 19 年 8 月 7 日	第 1 回 中心市街地活性化協議会（設立総会）
平成 19 年 9 月 18 日	第 2 回 中心市街地活性化協議会 ・基本計画策定のフローとスケジュール（案） ・中心市街地の状況 ・基本計画策定区域の設定と基本的な方針（案）等
平成 19 年 10 月 31 日	第 3 回 中心市街地活性化協議会 ・中心市街地の活性化に関する基本計画・目標について ・基本計画案（事業構成）について
平成 19 年 11 月 27 日	第 4 回 中心市街地活性化協議会 ・推進方策（重点施策、取り組み方針）について
平成 19 年 12 月 20 日	第 5 回 中心市街地活性化協議会 ・川西市中心市街地活性化基本計画に向けて（案）
平成 20 年 1 月 30 日	第 6 回 中心市街地活性化協議会 ・川西市中心市街地活性化基本計画（案）について
平成 20 年 3 月 7 日	第 7 回 中心市街地活性化協議会 ・意見書（案）について
平成 20 年 6 月 26 日	第 8 回 中心市街地活性化協議会 ・平成 19 年度活動報告・決算報告について ・平成 20 年度活動予定・予算（案）について
平成 20 年 12 月 16 日	第 9 回 中心市街地活性化協議会 ・平成 20 年度の事業経過と今後の活動予定 ・川西市中心市街地活性化基本計画（案）について
平成 21 年 6 月 29 日	第 10 回 中心市街地活性化協議会 ・平成 20 年度活動報告・決算報告について ・役員改選について ・平成 21 年度活動予定・予算（案）について ・川西市中心市街地活性化基本計画（案）について
平成 21 年 10 月 29 日	第 11 回 中心市街地活性化協議会 ・基本計画の状況について ・情報マップについて ・歩行者通行量調査について ・NPO法人の設立について ・平成 21 年度視察研修について
平成 22 年 5 月 31 日	第 12 回 中心市街地活性化協議会 ・基本計画の状況について ・役員改選について ・平成 21 年度活動報告・決算報告について ・平成 22 年度活動予定・予算（案）について

平成 22 年 11 月 25 日	<p>第 13 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員変更について ・「川西市中心市街地活性化基本計画」認定申請の報告について ・平成 22 年度歩行者通行量調査概要について ・「まちのにぎわいづくり一括助成金事業」について
平成 23 年 1 月 17 日	<p>第 14 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川西市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について ・「きんたくん」バルについて
平成 23 年 2 月 23 日	<p>第 15 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川西市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について ・「川西能勢口 きんたくんバル」の実施について
平成 23 年 5 月 23 日	<p>第 16 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度事業報告について ・平成 22 年度決算報告について ・平成 23 年度事業計画（案）について ・平成 23 年度協議会予算（案）について ・役員改選について
平成 23 年 9 月 26 日	<p>第 17 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川西市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について ・「第 2 回きんたくんバル」事業の状況報告について
平成 24 年 5 月 8 日	<p>第 18 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川西市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について ・「第 3 回きんたくんバル」の開催について
平成 24 年 6 月 28 日	<p>第 19 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度事業報告について ・平成 23 年度会計決算報告について ・平成 24 年度事業計画（案）について ・平成 24 年度会計予算（案）について ・第 3 回「きんたくんバル」実施報告について
平成 25 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・川西市中心市街地活性化基本計画の変更について（平成 25 年 3 月変更認定分）協議会委員から変更申請の承認を得た。
平成 25 年 5 月 27 日	<p>第 20 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度事業報告及び会計決算報告について ・平成 24 年度会計監査報告について ・役員改選について ・平成 25 年度事業計画案及び会計予算案について ・川西市中心市街地活性化基本計画の認定内容の変更について ・第 4 回・第 5 回「きんたくんバル」について
平成 25 年 8 月 27 日	<p>第 21 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川西市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について ・川西市中心市街地活性化協議会役員の変更について ・得するまちのゼミナール～きんたくんゼミ in かわにし～計画について ・まちなか美術館～きんたくんギャラリー～計画について
平成 26 年 3 月 27 日	<p>第 22 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川西市中心市街地活性化基本計画の変更について ・第 2 期川西市中心市街地活性化基本計画の策定について
平成 26 年 5 月 30 日	<p>第 23 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度事業報告及び会計決算報告について ・平成 25 年度会計監査報告について

	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度事業計画及び会計予算について ・第 2 期川西市中心市街地活性化基本計画の概要について
平成 26 年 9 月 12 日	第 24 回 中心市街地活性化協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 期川西市中心市街地活性化基本計画の変更について ・第 2 期川西市中心市街地活性化基本計画について

2) 中心市街地活性化協議会構成員名簿(平成 22 年 8 月末時点)

	区 分	団 体 名	団体役職	役 職	法 令 根 拠
1	経済活力の向上	川西市商工会	会長	会長	法第 15 条第 1 項第 2 号イ
2	同 上	川西能勢口振興開発(株)	代表取締役	副会長	法第 15 条第 1 項第 2 号ロ
3	都市機能の増進	川西都市開発(株)	代表取締役	副会長	法第 15 条第 1 項第 1 号ロ
4	同 上	(株)パルティ川西	代表取締役	副会長	法第 15 条第 1 項第 1 号ロ
5	市街地の整備改善	川西市	副市長		法第 15 条第 4 項第 3 号
6	同 上	川西市中央北地区まちづくり協議会	副会長		法第 15 条第 4 項第 1 号
7	同 上	川西能勢口駅東地区第 2 工区市街地再開発準備組合	理事長		法第 15 条第 4 項第 1 号
8	商業活性化	アステ川西管理組合	代表		法第 15 条第 4 項第 1 号
9	同 上	パルティ川西住宅管理委員会	委員長		法第 15 条第 4 項第 1 号
10	同 上	パルティ川西施設管理委員会	委員長		法第 15 条第 4 項第 1 号
11	同 上	(株)ジョイン川西	代表取締役	監事	法第 15 条第 4 項第 2 号
12	同 上	(株)シャンテ	代表取締役		法第 15 条第 4 項第 1 号
13	同 上	川西商店連盟	会長		法第 15 条第 4 項第 2 号
14	同 上	能勢口商業協同組合	理事長		法第 15 条第 4 項第 2 号
15	同 上	TEMPO175 振興会	会長		法第 15 条第 4 項第 1 号
16	同 上	パルティ川西名店会	会長		法第 15 条第 4 項第 1 号
17	同 上	ベルフローラかわにしイースト商店会	会長		法第 15 条第 4 項第 2 号
18	同 上	ベルフローラかわにしウエスト商店会	会長		法第 15 条第 4 項第 2 号
19	同 上	ウエツダンススクール	代表		法第 15 条第 4 項第 2 号
20	同 上	北摂百番街事業協同組合	理事長		法第 15 条第 4 項第 2 号
21	都市福祉施設整備	(社)川西市社会福祉協議会	常務理事		法第 15 条第 4 項第 2 号
22	公共交通機関の利便増進	阪急電鉄(株)	調査役		法第 15 条第 4 項第 2 号
23	同 上	能勢電鉄(株)	次長		法第 15 条第 4 項第 2 号
24	同 上	阪急バス(株)	部長		法第 15 条第 4 項第 2 号
25	地域経済代表有識者	(株)池田銀行	理事		法第 15 条第 4 項第 2 号
26	同 上	兵庫六甲農業協同組合(東地域事業本部)	常務理事	監事	法第 15 条第 4 項第 2 号
27	住民代表	川西北小学校区コミュニティ連合会	会長		法第 15 条第 4 項第 2 号
28	有識者	宝塚造形芸術大学	教授		協議会規約第 5 条第 1 項 7 号
29	同 上	関西大学	教授		協議会規約第 5 条第 1 項 7 号
30	オブザーバー	兵庫県阪神北県民局	参事		

31	オブザーバー	兵庫県阪神北県民局	参事		
32	オブザーバー	㈱日本政策金融公庫尼崎支店	支店長		
33	オブザーバー	独立行政法人中小企業基盤整備機構近畿支部	課長代理		

法令根拠欄の は法令の規定による協議会の設置者

3) 川西市中心市街地活性化協議会による意見書

中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、川西市に対し川西市中心市街地活性化協議会から、平成20年3月18日付けで意見書が提出されている。また、平成21年度以降において、基本計画に一部変更を生じたが、平成21年度及び平成22年度に開催された同協議会の事務局会議及び全体会議の中で意見書の扱いについて協議され、意見書については変更しないことを再確認した。

平成20年3月18日

川西市長 大塩 民生 様

川西市中心市街地活性化協議会
会 長 船岡 正夫

川西市中心市街地活性化基本計画（案）の意見について（回答）

平成20年1月30日付け川ま都整第3号で意見照会がありました「川西市中心市街地活性化基本計画（案）」について、中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき回答いたします。

川西市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

本市の中心市街地は、商業・業務・サービス機能が集積し、公共交通機能の結節点であり、公共公益施設が広く分布しております。これまで、北摂地域の主要拠点として発展してきました。また、川西能勢口駅周辺では土地の高度利用や都市機能の更新が進められ、地域全体の活力が牽引されてきました。しかし、近年は郊外型大規模小売店舗の進出などの商業環境が変化し、既存商業施設の老朽化などにより中心市街地の活力が低下しています。

このような状況を踏まえ、本市は中心市街地のあるべき方向性を示すべく「川西市中心市街地活性化基本計画（案）（以下、「基本計画（案）」）」を作成されました。

一方、本協議会は平成19年8月7日に設立し、本市の中心市街地における課題分析、基本的な方針、活性化の目標などについて、これまで7回にわたり協議を重ねてまいりました。

これらの経緯を踏まえ、基本計画（案）に対して以下のとおり意見を提出いたします。

協議会の意見

基本計画（案）は、『～ハート&アートな街 かわにしのせぐちへ～』をコンセプトとし、鉄道駅を中心とする交通結節点やこれまでの市街地再開発事業の実施状況から、中心市街地における歩行者動線ネットワークの形成及び芸術と人々のぬくもりが感じられるまちづくりなど、関係組織が具体的に取組む事業や取組み体制などが示されております。

また、中心市街地の活性化の基本的なスタンスや将来像、活性化の基本的な方針を踏まえ、中心市街地の活性化達成のための数値目標が設定されているとともに、その実現に向けた具体的な取組みが提示されており、基本計画（案）の円滑かつ着実な実施が本市中心市街地の活性化に大きく寄与するものと考えます。

これらのことから、本協議会においては基本計画（案）の内容については概ね妥当であるとの結論に至りました。

なお、今後新たに事業の実施主体や支援措置、実施時期などの事業内容が明確であると判断された事業がある場合は、速やかに基本計画を変更されることを望みます。さらに、市街地再開発事業や大規模低未利用地での用途転換については、早期実現に向けて市による適切かつ積極的な助言を要望いたします。

本協議会では、今後も事業実施者や関係団体と協議し、具現化に向けた方策の検討や各種事業の進捗状況確認などを行い、中心市街地の活性化に向けて積極的に働きかけていくこととしています。そのためには官民が協働して進めていくことが重要であることから、今後とも貴市の積極的な支援をお願いいたします。

(参考) 川西市中心市街地活性化協議会規約

川西市中心市街地活性化協議会規約

(設置)

第1条 川西市商工会及び川西能勢口振興開発株式会社、川西都市開発株式会社、株式会社パルティ川西は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、川西市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 協議会は、川西市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、川西市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及び民間事業者が作成する計画について必要な事項を協議し、川西市の発展及び秩序ある整備をはかり、市民生活及び経済の向上に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、その目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 川西市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 民間事業者が国の認定、支援を受けようとする事業計画についての協議
- (3) 川西市中心市街地の活性化に関する情報交換及び研修会の実施
- (4) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な事業推進

(構成員)

第5条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 川西市商工会
- (2) 川西能勢口振興開発株式会社
- (3) 川西都市開発株式会社
- (4) 株式会社パルティ川西
- (5) 川西市
- (6) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

(委員)

第6条 委員は、前条各号に規定する構成員が指名する者をもって充てる。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 委員の任期中に変更が生じた場合、当該委員の属する構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(役員及び職務)

第7条 協議会には、役員として会長1名、副会長若干名、監事2名を置く。

2 会長は、委員の中から互選し、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長及び監事は、会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会に報告する。

6 役員任期及び任期中の変更については、前条第2項及び第3項を準用する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第9条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

2 会議の議長は、会長又は会長があらかじめ指名するものとする。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、事務局を川西能勢口振興開発株式会社に置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、川西市商工会及び川西能勢口振興開発株式会社、川西都市開発株式会社、株式会社パーティ川西、川西市が共同して処理する。

(会計)

第11条 協議会の収入は、負担金、会費、補助金及びその他の収入による。

2 負担金、会費は必要に応じ別途定める。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(解散)

第12条 協議会が解散する場合は、委員の3分の2以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散日をもって打ち切り、川西能勢口振興開発株式会社がこれを決算する。

(補足)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が事務局と協議し定める。

附 則

1 この規約は、平成19年8月7日から施行する。

2 第6条第2項、第7条第6項の規定にかかわらず、設立時の委員並びに役員の任期は、平成21年3月31日までとする。

3 第11条第3項の規定にかかわらず、初年度の会計年度は、設立に要した費用の発生日から平成20年3月31日までとする。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 「中心市街地活性化の取り組みに対する診断・助言事業」との連携

本市では、中心市街地活性化基本計画の作成にあたり、平成 19 年度経済産業省中心市街地活性化室による「中心市街地活性化の取り組みに対する診断・助言事業」の採択を受けた。

本事業は、中心市街地活性化基本計画策定への取り組みに対する基本的な考え方や事業を実施するための推進体制のあり方などについて、実態などを踏まえた幅広い視点から専門家による診断・助言を受け、本市自らが中心市街地活性化の今後の取り組み施策を作成し、中心市街地活性化を具体的に推進していく一助とするものである。

具体的には、専門家による現地調査、協議会メンバーへのヒアリング、郊外大型小売店舗及び中心市街地での来街者調査などを踏まえた診断を行い、助言を受けた。

(2) パブリックコメントの概要

募集期間：平成 20 年 2 月 1 日～2 月 29 日

テーマ：川西市中心市街地活性化基本計画（案）について

周知方法：市広報紙に掲載及び市ホームページに公開

応募者数：9 名

(3) 今後の施策の推進体制

中心市街地活性化基本計画（案）に基づく事業及び設置の一体的推進にあたっては、中心市街地活性化協議会の構成員などにより事業推進分科会などを設置し、それぞれの事業計画の企画・調整を行う。また、中心市街地において各事業を総合的かつ一体的に展開するため、各事業実施者の連携を図りながら、事業を推進するものとする。